



ご案内

国民健康保険からのお知らせ

資格喪失後の受診による医療費の返還について

4月は加入している健康保険の異動が多い時期です。健康保険証を使用するときは、次のことに注意してください。

社会保険などへの加入や転出により小野町の国民健康保険の資格がなくなつた(喪失した)にもかかわらず、小野町の国民健康保険証を使用して医療機関などを受診した場合、その医療費を返還していただくこととなります。

これは、小野町の国民健

康保険証で受診したことにより、本来受診日当日加入していた健康保険が負担すべき医療費(受診者の窓口負担分を除いた額)を小野町の国民健康保険が支払つた(一時的に立て替えた)ため、その医療費を返還していただくものです。

返還した医療費は、受診日当日に加入していた健康保険に「療養費」として申請していただくことができます。

◆具体的にはどんなとき?

○就職して社会保険や共済組合、健康保険組合などに加入したが、保険証の交付に時間がかつたため、その間に国民健康保険証を使用してしまったとき。

○転出先の市区町村から新しい国民健康保険証の交付を受ける前に、小野町の国民健康保険証を使用してしまったとき。

○すでに社会保険などに加入したり、転出したりしているにもかかわらず、

その届け出が遅れ、返却前の国民健康保険証を使用してしまったとき。

◆返還方法は?

○該当となった方には「返還通知書」と「納入通知書」をお送りしますので、指定期日までに返還金を納入してください。

○小野町と医療機関との間で調整ができた場合は、個人から返還していただく必要はありませんので、「返還通知書」と「納入通知書」はお送りしません。

◆療養費の申請方法は?

○医療費を返還した後に、受診日当日加入していた健康保険に「療養費」として申請することができます。

加入していた健康保険により申請方法は異なりますので、必要な書類については該当する健康保険へお問い合わせください。

○「療養費」の申請には「返還金の領収書」が必ず必要となります。領収書の再発行はできませんの

で、大切に保管してください。

◆その他

○新しい保険証が交付される前に医療機関などを受診するときは、医療機関などの窓口で必ずその旨を申し出てください。基本的には、いったん全額自費(10割負担)でお支払いただくこととなりますが、窓口の指示に従ってお支払いただきます。

○新しい保険証が交付されたときは、速やかに役場に届け出を行い、国民健康保険証は必ず返却してください。

○誤って保険証を使用してしまったときは、医療機関または町民生活課に速やかにご相談ください。

○医療費の適正化に、ご理解・ご協力をお願いいたします。

町民生活課

7216933

相談

県では多重債務問題や契約トラブルなどさまざまな消費生活相談に対応するため、法律の専門家による相談を予定しています。

◆相談日

5月12日(火)
(次回7月14日(火))

◆会場

郡山市労働福祉会館(郡山市虎丸町7-7)

◆相談時間

午後1時15分から午後4時45分まで(一人当たり30分)

相談には事前の予約が必要です。会場で行うほか電話でも相談することができます。

事前予約および詳細については、お問い合わせください。

福島県中地方振興局県民環境部県民生活課

024193511295